

**町立博物館による入館拒否が「情報撮行爲」の制限となると判断された事例****【文献種別】** 判決／和歌山地方裁判所**【裁判年月日】** 平成28年3月25日**【事件番号】** 平成26年(ワ)第229号**【事件名】** 国家賠償請求事件**【裁判結果】** 一部認容**【参照法令】** 憲法14条・19条・21条、自由権規約26条、人種差別撤廃条約2条1項、地方自治法244条1項、国家賠償法1条1項、太地町立くじらの博物館条例1条・3条・10条、太地町立くじらの博物館規則6条**【掲載誌】** 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25543007

**事実の概要**

原告Xは、オーストラリア在住のジャーナリストであり、父A（本件係争中に死亡）とイルカの処遇改善を目指すNPO法人を設立した。近年国際的な非難を受けている古式捕鯨で有名であり、捕鯨を産業としている町である被告Yは、イルカなどの水族と捕鯨に関する資料の収集、および水族の飼育・展示を目的とする博物館（以下「本件博物館」）を設立・運営している。

平成26年2月5日に、Xは、A、オーストラリアのドキュメンタリー番組のクルー、および日本人の弁護士と通訳とともに本件博物館に入館した。しかし、Xらは、イルカショー終了後、事前の許可なく館内で撮影・取材した。撮影・取材について副館長Cに責任者などを尋ねられたが、何も答えず、その直後退館した。4日後の2月9日に、XとAは反捕鯨団体を示す服装をし、Aは眼鏡に取り付けた小型カメラとハンドカメラを持ち、Xもカメラ付き携帯電話を持って2人で本件博物館を再度来館した。Bは、XとAが5日に来館した団体の一員であることを認識し、本件博物館職員に「捕鯨反対の方は博物館には入館できませんのでご注意ください」と英語と日本語で書かれたプラカード（以下「本件プラカード」）の提示と入館拒否を指示した。そのため、当該職員が、本件プラカードを提示し、Xらの入館を拒否した（以下「本件入館拒否」）。その際、Xらは、訴訟資料の収集のために、本件プラカードを撮影しようとしたが、職員がそれを伏せた。同年5月13日に、本件プラカードの提示および本件入館拒否によっ

て、Xは精神的損害等を被ったとして慰謝料（335万2,420円）と遅延損害金を求めて、本件訴訟を提起した。Xは、本件入館拒否によって、①情報収集の自由の制約（憲法19条、21条違反）、②思想良心に基づく差別（19条違反）、③外国人差別（憲法14条、自由権規約、人種差別撤廃条約）が生じ、そして④プラカードの提示は平等権の侵害（憲法14条）、および捕鯨反対の表現行為の制約（憲法19条、21条）である、と主張した。

**判決の要旨****1 情報撮行爲の自由とその制約について**

(1) 「およそ各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを撮取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要などころである。それゆえ、これらの意見、知識、情報に接する自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法19条の規定や、表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである（最高裁昭和58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793頁参照）。」

(2) 本件博物館は、地方自治法244条1項にいう「公の施設」であり、一般公衆に展示物等を見せることで教育に資することなどを目的とする

公的な役割を果たす場であり、世界最大の鯨類の博物館である。それゆえ、「本件博物館に入館して、その展示物等を見ることは、情報を摂取する行為として重要な意義を有しているというべきである。さらに、……原告は、自己の反捕鯨の思想信条に基づいて、イルカに対する取扱いを改善することを目指して活動をしており、本件博物館の展示物等から得られる情報は、原告の反捕鯨の思想に密接に結びつくものというべきである。よって、本件入館拒否の国家賠償法上の違法性の判断に当たっても、この情報を摂取する行為（以下「情報摂取行為」という。）の尊重等、これら憲法上の価値を十分に考慮すべきである。」

(3) 「そして、本件入館拒否により、現に、原告は、本件博物館の展示物等を見ることができなくなっているから、本件入館拒否は、原告の情報摂取行為を制約するものである。もっとも、情報摂取行為は、生活の様々な場面において、極めて広い範囲で行われるものであって、その制限が絶対に許されないものとするはできず、それぞれの場面において、これに優越する公共の利益のための必要性から、一定の合理的制限を受けることがあることもやむを得ないものといわなければならない。」

(4) 「本件博物館条例 10 条各号によれば、本件博物館は、管理上支障があると認められるときには、入館を拒否することができる旨定められている。そして、その解釈に当たっては、……情報摂取行為の尊重を憲法が要請していることを考慮する必要がある。そうすると、本件博物館条例 10 条の『その他、他人の迷惑になるおそれがあるとき』(1号)及び、『その他管理上支障があると認められるとき』(3号)とは、単に管理の支障が生じる一般的・抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、具体的事情の下において、管理の支障を生じる相当の蓋然性がある場合に限ると解するのが相当である（本件判例参照〔最二小判平 8・3・15 民集 50 巻 3 号 549 頁、最三小判平 7・3・7 民集 49 巻 3 号 687 頁：筆者〕）。なお、……情報摂取行為の重要性に照らせば、被告の主張する事情〔本件博物館が表現行為のための場ではなく、入館申込みから許否の判断までに時間の猶予がない〕は、あくまで予見される管理の支障の程度や、予見の具体性を緩和させる事情にすぎず、一般的・抽象的なおそれが入館拒否ができると解釈する事

情とはならない。」

(5) 本件入館拒否時は 5 日とは異なり、「……原告父子が本件撮影行為等に必要な機材を所持しておらず、本件博物館側が何らの事情聴取をすることも何ら荷物検査等をするともなかったという具体的事情に照らすと、管理の支障を生じる相当の蓋然性があるとまでは認められない。以上によれば、本件入館拒否は、本件博物館条例の要件を欠く違法なものであり、憲法 19 条、21 条の趣旨、目的から導かれる原告の情報摂取行為を妨げるものというべきである。」

## 2 思想良心に基づく差別について

「思想良心に基づく不利益処遇は、憲法 19 条に反するというべきところ、本件入館拒否が客観的に思想良心に基づくものと認められる場合には、端的に思想良心の自由の違法な侵害となる。」2 月 5 日の B の管理権の行使が適法であり、9 日の X らの服装などの態様から B の懸念が生じたこともやむを得ないという「これらの事情を総合すれば、B は、本件入館拒否を、少なくとも原告との関係では、思想や国籍に着目したり、取材の内容を理由としたりして行ったのではなく、管理の支障を考慮して行ったと評価すべきである。したがって、本件入館拒否及び本件プラカードの呈示は、思想良心に基づく不利益処遇とはいえず、憲法 19 条に反しない。」

## 3 プラカードの提示について

本件プラカードの呈示は、本件博物館の管理のためであり、人種や思想良心による差別ではなく、また、表現活動による差別にも当たらない。それゆえ、「本件プラカードの呈示は、憲法 14 条、19 条及び 21 条のいずれにも反しない……」。

## 4 原告の精神的損害の評価

「……①原告が入館を申し込んだ主たる目的は、本件入館拒否を受けて、反捕鯨の考え方をその後の訴訟提起を通じて広く表明するというにあり、本件博物館の展示物等を見て捕鯨の歴史について知ろうとする動機は極めて希薄であったといえる。よって、原告の情報摂取行為を尊重すべきであるとしても、本件入館拒否は、情報摂取行為の制約としての側面が極めて小さなものであるから、それによる侵害利益は大きなものではない。さらに、結果として、本件訴訟の提起等は広く報道されており、原告は主たる目的を達成しているのであるから、結果として生じた損

害は更に小さなものというべきである。そして、……②本件入館拒否及び本件プラカードの呈示は、客観的にみれば、原告の表現、思想及び国籍等に着目したのではなく、あくまで管理の支障に着目したものであるといえる。そして、これを本件入館拒否による原告の権利の制約という観点からみれば、本件入館拒否は、原告の権利そのものの制約を特に目的としたものとしてではなく、管理の支障を生じさせないという一般的な要請に従ったもので、付随的な制約にすぎないといえる。よって、制約された利益、行為の結果及び制約の態様に照らして、原告に生じた精神的損害が大きいということとはできない。以上によれば、本件入館拒否によって生じた原告の精神的苦痛による慰謝料は10万円と認めるのが相当である。」

## 判例の解説

本判決は、事案に即して判断し、多岐に亘る憲法論の非常に重要な点を示している。しかし、紙幅の関係から、『情報摂取行為』と『相当の蓋然性』、および本判決の「損害の評価」に限定し、解説する。

### 一 「情報摂取行為」と「相当の蓋然性」

本判決は、「よど号」記事抹消事件最高裁判決(以下「よど号判決」)に多くを依拠している。

#### 1 「情報摂取行為」の憲法上の根拠

よど号判決は、「情報受領の自由」(閲読の自由)の憲法上の根拠を19条と21条の規定の趣旨・目的に求め、それらの派生原理として認める<sup>1)</sup>。本判決も、19条と21条の規定の趣旨・目的に「情報摂取行為」の根拠を求め、さらに「本件博物館の展示物等から得られる情報は、原告の反捕鯨の思想に密接に結びつくもの」と判示し、よど号判決よりもより直接的に「思想の自由」と「情報摂取行為」の関連性を認めている。本判決は、表現行為と直接に関わらない「情報摂取行為」が問題となる場合に、よど号判決が提示した、21条だけでなく、19条の規定の趣旨・目的からも「情報受領の自由」を導き出すことに新たな意義を見出すものと理解できる<sup>2)</sup>。

#### 2 「相当の蓋然性」の基準

本判決では、「情報摂取行為」は、「やむを得ない場合に」しか制約できないとされる。この「や

むを得ない場合」に当たるのか、を判断する基準が、よど号判決から踏襲した<sup>3)</sup>「相当の蓋然性」である。また、同判決では、「相当の蓋然性」の基準の提示の後に、監獄法施行規則(当時)の限定解釈を行っている。本判決も、本件博物館条例を限定解釈した上で(よど号判決と順序は逆である)「相当の蓋然性」の基準を提示する。その最後に、集会の自由の侵害を厳格な基準で審査した泉佐野市民会館事件と上尾市福祉会館事件の両最高裁判決を「参照」している。しかし、参照によって「相当の蓋然性」の基準は根拠づけ可能だろうか。つまり、本判決は、「情報摂取行為」の制限の審査にあたって、「一般的、抽象的な危険」では足りないが、厳格な基準である「明白かつ現在の危険」までは求めない、両者の中間とされる<sup>4)</sup>「相当の蓋然性」の基準を採用し、「情報摂取行為」の制限を厳格に審査していない<sup>5)</sup>。そうすると、本判決においては、両判例の参照は、本博物館条例の限定解釈にとどまる。つまり、本判決における「情報摂取行為の尊重を憲法が要請していることを考慮する必要がある」との判示している部分に参照判例が影響している。もっとも、本件入館拒否は、「相当の蓋然性」の基準で審査しても、「情報摂取行為」を「妨げるもの」、つまり「不当な制約」になると判断された。ただ、本判決は、事情聴取や荷物検査などを行えば、「相当の蓋然性」の基準が満たされ、入館拒否が可能となるとも読める。このように考えると、本判決でも、結局「相当の蓋然性」の基準は非常に緩やかなものとなる<sup>6)</sup>。

### 二 「損害の評価」

本判決の特徴は、国家賠償法上の「損害の評価」にある。本判決では、「制約された利益、行為の結果及び制約の態様」に照らして、原告の損害を評価している。「制約された利益」は「情報摂取行為」であり、「制約の態様」は「付随的制約」である。これらは既存の判例の延長線上にある。それに対して、「行為の結果」が注目し値する。本判決で「行為の結果」とは、Xの「行為の結果」、つまり、訴訟提起による反捕鯨思想の普及という目的の達成と訴訟提起が報道されたという結果のことである。本判決では、この「行為の結果」という考慮要素によってXの精神的損害は極めて限定的に評価された。本件訴訟は、Y、および本件博物館の水族の処遇改善という政策批判を目的す

る「現代型訴訟」の一種である。現代型訴訟の機能の一つとして、問題の提起、情報の公開、争点の明確化、およびそれによって世論に問題を喚起し、行政に与える訴訟手続のインフォーマルな事実上の効果がある。本判決が、原告の「行為の結果」という事実上の効果を正面から認め、慎重に審査した「憲法上の利益」である「情報摂取行為」の侵害から生じる損害を限定するのは、裁判所の独立の観点から問題である<sup>7)</sup>。

### 三 おわりに——本判決のその他の注目すべき説示とその後

以上では、本判決の判断について検討し、問題点を指摘した。最後に本判決のその他の注目すべき説示とその後について若干論じる。

#### 1 その他の注目すべき説示

本判決は、「表現の自由」と「思想良心の自由」について明示的に判断をしている。判決の要旨1(5)の直後の「なお書き」において、本件博物館が取材拒否の判断において表現内容も考慮していることについて、「……情報の受け手は、それぞれ自律した個人として情報を評価するのであって、情報を吟味して再考するなどの対応をとることができるから、情報の内容が伝達されることによる効果は、間接的で不確実なものである。よって、公権力が、この効果を見積もって、管理の支障として考慮することは、原則として許されない。したがって、本件博物館が、取材の依頼を受けたとき、取材の上で発信される情報の内容を理由に拒否したならば、違憲違法の疑いが強いというべきである。」と述べ、本件博物館による内容規制について非常に厳しい指摘を行っている。表現の自由のこれまでの議論からすると、この指摘は当然の判断であり、評価できる<sup>8)</sup>。

また、判決の要旨4において、本件プラカードの記載についても本件博物館に改善を求めた。「もっとも、……当裁判所は、本件プラカードの記載には問題があると考える。」「……本件プラカードの記載は、憲法上問題があるといわざるを得ず、思想良心の自由に配慮し、かつ、入館を拒否する場合をより正確に示すものに改める必要があるといわざるを得ない。」ただ、本判決の述べるように入館を拒否する場合を明確化したプラカードに改めたとしても、過激な反捕鯨の主張者の入館拒否は思想に基づくものである、という問

題は残り続ける。

いずれにせよ、本判決によって、Yは、取材拒否と入館拒否の対応について改善の機会を得たことは非常に重要である<sup>9)</sup>。

#### 2 その後

X、Yともに本判決を受け入れている。Xは「評価する」、Xの弁護士は「完全勝訴」とコメントしたのに対して、Bは、「町側の言い分も十分にくんでもらった」と述べている<sup>10)</sup>。また後日、Yは控訴しないことを表明した<sup>11)</sup>。この意味で、本判決の解決は非常に妥当であると評価できる。

#### ●——注

- 1) 学説の多数は、よど号判決に批判的であり、21条に根拠を求めるのみで足りるとする。例えば、阿部照哉・民商90巻3号(1984年)430頁。それに対して、市川正人『憲法』(新世社、2014年)136~137頁は、最高裁は「情報受領権」を19条と21条から、「取材の自由」と「筆記行為の自由」を21条から導いているとする。
- 2) メモを取るという表現行為に直接関わっていたため、「情報受領の自由」を21条の規定の趣旨・目的からのみ導き出したレパタ訴訟最高裁判決(最大判平元・3・8民集43巻2号89頁)は引用されなかったと推測される。
- 3) ただし、本判決は、よど号判決が示した「真に必要と認められる限度」は採用していない。
- 4) 野中俊彦ほか『憲法I〔第5版〕』(有斐閣、2012年)247~248頁 [中村睦男執筆]。
- 5) 渡辺康行ほか『憲法I 基本権』(日本評論社、2016年)245頁 [穴戸常寿執筆] は、情報受領の自由の制限の正当化は厳格に判断すべきとする。
- 6) 木下昌彦「博物館の管理と情報摂取の自由——太地町立くじらの博物館事件を素材として」月刊地方自治825号(2016年)23~25頁。木下は、本判決が事情聴取や荷物検査を要求していることを肯定的にとらえる。
- 7) 田中成明『現代法理学』(有斐閣、2011年)291~294頁(本判決のようなものに対する疑義については、特に293頁)。
- 8) 木下・前掲注6)25~26頁も、このことを評価する。
- 9) Bは、本判決後に「訴訟を起こされないよう慎重に対応していきたい」と述べている(朝日新聞平成28年3月26日37面)。「なお書き」などの現代型訴訟における意義と問題点については、田中・前掲注7)293~294頁。
- 10) 朝日新聞平成28年3月26日朝刊37面。
- 11) 朝日新聞平成28年4月2日夕刊6面。

大阪大学助教 柴田堯史